



津山市育児休業代替任期付職員 登録試験受験案内

平成30年6月
津山市総務部人事課

津山市では、市長部局、教育委員会等において、育児休業を取得する職員の代替として勤務していただく「育児休業代替任期付職員」を募集します。

申込期間	平成30年7月2日(月)～7月31日(火) 受付は郵送も含め7月31日(火)午後5時15分に到着したもので有効とします。
第1次試験日	平成30年8月18日(土)

育児休業代替任期付職員とは

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、任期の定めのない常勤職員(以下、一般職員)から育児休業の請求があった場合、その請求期間を限度に任期を定めて採用する正規の職員です。勤務条件については、原則一般職員と同様となります。

採用及び任期については、育児休業を取得する一般職員の代替となるため、育児休業の取得状況によって、合格後必要に応じて順次採用され、一般職員の育児休業請求期間に応じて任期が決定されます。なお、一般職員の育児休業期間が変更された場合、任期についても更新、短縮される場合があります(最長3年間)。

1. 募集職種及び登録予定人員

募集職種	登録予定人員	受験資格	職務の内容
事務職 (A)	5人程度	昭和39年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた人で、高等学校以上の学歴を有する人	市長部局、教育委員会、水道局などで一般行政事務に従事します。
事務職 - 司書 - (B)	3人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、図書館司書資格を有する人	教育委員会で図書館司書事務に従事します。
栄養士 (C)	3人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、栄養士免許を有する人	市長部局などで主に栄養士の専門業務に従事します。
保育士・ 幼稚園教諭 (D)	3人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格若しくは幼稚園教諭免許を有する人	市長部局などで主に保育士、幼稚園教諭又は保育教諭の専門業務に従事します。
保健師・ 看護師 (E)	3人程度	昭和39年4月2日以降に生まれた人で保健師若しくは看護師免許を有する人	市長部局などで主に保健関係の専門業務に従事します。

次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ア) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項(以下の項目等)に該当する人
- ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
 - ・ 禁こ以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・ 津山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 受験の申込方法

- (1) 申込期間 平成30年7月2日(月)～平成30年7月31日(火)
土曜・日曜・祝日を除く
- (2) 申込時間 午前8時30分から午後5時15分
(郵送の場合も申込期間最終日の午後5時15分必着)
- (3) 申込場所 津山市役所総務部人事課(本庁舎3階)
〒708-8501 津山市山北520番地
- (4) 提出書類 受験申込書及び受験票
津山市役所ホームページからプリントできます。
郵送で申し込みの方は、受験票を官製はがきに貼りつけ、
表面にあて先を明記したものを同封してください。

同日に実施される津山市臨時事務職員登録試験と併願が可能です。併願される方は、受験申込書の申込区分及び受験票の職種欄にご記入ください。

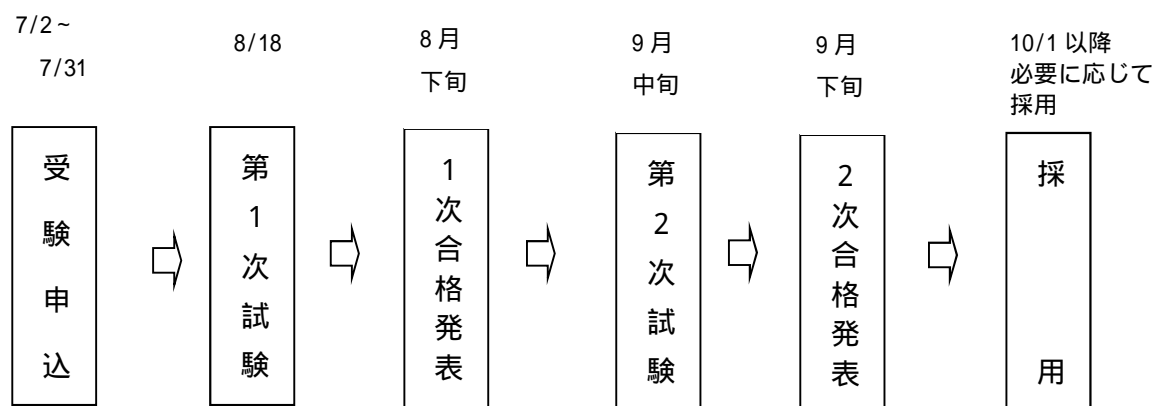
3. 第1次試験の期日及び場所

- (1) 試験日 平成30年8月18日(土)
- (2) 受付時間 午前8時30分～午前9時00分

**同日に実施される津山市臨時事務職員登録試験と同じ午前8時30分から受付開始となります。
なお、育児休業任期付職員登録試験のみを受験される方は、午前9時30分から午前10時までの間が休憩となります。また、津山市臨時事務職員登録試験の実施状況によっては、試験の開始時刻が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。**

- (3) 場所 津山市役所2階会議室ほか(津山市山北520番地)
当日は正面玄関よりお入りください。
- (4) 持参するもの 受験票、筆記用具(鉛筆HB又はシャープペンシル、消しゴム)

4. 採用までの流れ



- (1) 試験の合格発表は合否に関わらず全員に通知します。なお、第1次試験の合格者には第2次試験実施要領を添えて郵送にて通知します。
- (2) 第1次試験、第2次試験いずれかの試験科目において、一定の基準に達しない場合は、他の成績にかかわらず不合格とします。
- (3) この登録試験で合格されなかった人は、本人の成績（順位と総合得点）についての開示を請求することができます。（合格者については成績の開示はできません。）
開示請求される場合は、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類（運転免許証等）を持参のうえ、合格発表の日から1ヵ月以内に直接人事課窓口までお越しください。開示受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとなっております。ただし、土曜、日曜、祝日は受け付けしていません。
- (4) この試験の最終合格者は、試験区分ごとの「育児休業代替任期付職員採用候補者名簿」に追加登録され、育児休業代替任期付職員の任用の必要が生じた際に成績順に随時採用されます。採用は不定期であり、試験に合格し名簿に登録された場合でも、該当登録期間中に採用されない場合があります。
- (5) この試験に最終合格した場合の採用候補者名簿有効登録期間は、平成30年10月1日から平成32年9月30日までの2年間です。
- (6) 育児休業代替任期付職員として採用される前に、一般職員の産前産後休暇取得期間中に臨時職員として採用される場合があります。

5. 試験の方法

(1) 第1次試験

科目	試験区分	形式	時間	内容
適性検査	全職種	択一式	20分	職務及び職場への適応性
適性検査		択一式	10分	事務への適応性
教養試験		択一式	90分	公務員として必要な一般的知識（社会、人文、自然科学等）及び一般的知能（文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈等）

- (2) 第2次試験 第1次試験合格者に対して、口述試験(集団面接)、実技試験(保育士・幼稚園教諭(D)のみ)を行います。

6. 採用等

- (1) 配属先については、採用に先立ち別途お知らせします。
- (2) 育児休業を取得する一般職員の代替のため、育児休業の取得状況によって随時採用されます。したがって、平成30年10月から必ずしも採用されるとは限りません。
- (3) 任用期間は一般職員の育児休業取得期間に応じて決定されます。育児休業の取得期間は概ね10ヵ月から3年までの期間です。
- (4) 一度採用されて任期を満了した場合も、名簿の有効期間内であれば再度採用されることがあります。

7. 勤務条件等

- (1) 任用期間が定められていること以外は、一般職員と同様の勤務条件(給与、勤務時間、休暇、服務、災害補償等)となります。ただし、育児休業の取得、育児短時間勤務を行うことはできません。
- (2) 初任給(平成30年4月1日現在)は原則として次のとおりですが、職歴等により一定の額が加算される場合があります。なお、今後の給与改定の状況によって、支給額が増減することがあります。

区 分	初 任 給	加算された場合の上限額
高 卒	147,100円	213,600円
短大卒	159,800円	217,100円
大 卒	179,200円	228,900円

- (3) このほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当(平成29年度実績で最高4.4ヶ月)等がそれぞれの要件によって支給されます。また、一般職員に準じて昇給します。

8. その他

- (1) 一般職員の育児休業取得期間が変更された場合等には、任用期間が更新、又は短縮される場合があります。

9. 問い合わせ先

津山市役所総務部人事課(本庁3階) 0868-32-2043
〒708-8501 津山市山北520番地
ホームページURL <https://www.city.tsuyama.lg.jp>

受験番号(育休代替任期付職員)	受験番号(臨時事務職員)
-----------------	--------------

津山市育児休業代替任期付職員・臨時事務職員登録試験申込書

平成 年 月 日現在

ふりがな 氏名	申 込 区 分	希望する区分に を付けてください(複数可) 育児休業代替任期付職員を選択した方は、()内に希望する職種を記入してください。	写 真 (毎 4cm × 3cm) 1 申込の際に写真を貼ってください。 2 写真は最近3カ月以内に撮影した正面向き、脱帽、上半身のものとし、ノリを全面につけて貼ってください
生年月日 S・H 年 月 日(満 歳)		育休代替任期付職員 () 臨時事務職員	
ふりがな 現住所	〒 - 自宅電話 携帯電話		
ふりがな 連絡先	〒 -		

(連絡先欄は、合格通知その他の連絡先を現住所以外のところに希望する場合に記入してください。)

(転校も記入してください) 学 歴	学 校 名	学部・学科・課程名	所在地(市・区・町・村)	在学期間	卒・卒見等の区分
	中学校	/		年月 ~ 年月 ・ ~ ・	卒
				・ ~ ・	卒・中退
				・ ~ ・	卒・中退
	最終(現在)			・ ~ ・	卒・卒見 中退
職 歴	勤務先(部課名まで)	勤務内容	所在地(市・区・町・村)	勤 務 期 間	
				年月 ~ 年月 ・ ~ ・	
				・ ~ ・	
資 格 ・ 免 許	名 称	取 得 年 月	名 称	取 得 年 月	
		・		・	
		・		・	
特 技 ・ 趣 味					
志 望 の 動 機					

以下は、臨時職員を希望する方のみご記入ください。

勤務開始可能月	_____月以降		
に チ エ ッ ク	通勤可能勤務地(複数可)	どこでも可	旧津山市内 阿波地区 加茂地区 勝北地区 久米地区
	土曜・日曜・祝日勤務	可能	不可
	通勤手段	車・バイク有り	自転車・徒歩のみ 公共交通機関利用

希望どおりにならない場合があります。
 必ず自書してください。数字は算用数字を用い、学歴、職歴の在学期間、勤務期間は和暦で記入してください。
 資格・免許に記入された事項については、この資格・免許を必要とする職を案内する場合があります。

津山市育児休業代替任期付職員・
臨時事務職員登録試験受験票

受験番号	育児代替任期付職員	臨時事務職員
職種	育児代替任期付職員 ・ 臨時事務職員 ()	
ふりがな 氏名		

上記太枠の中の項目を記入してください。
職種については、受験する職種に○をつけてください。併願可能です。
育児休業代替職員を希望する方は、()内に申込区分を記入してください。
郵送で申込の際は、この用紙を官製はがきに貼り、表に必ず郵便番号、
住所、氏名を記入してください。

1. 試験日 平成30年8月18日(土)
2. 試験会場 津山市役所 大会議室(津山市山北520)ほか
当日は正面玄関よりお入りください。
3. 受付時間 午前8時30分～9時
4. 持参品 受験票、筆記用具(鉛筆HB, 消しゴム)
5. 注意事項 当日、受験票を忘れた場合及び受付時間に遅れた場合は、受験できません。

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地
津山市役所総務部人事課 0868-32-2043

切り取り

← 受験票

注意事項

太枠の中を記入してください。

切り取り線で切り離し、「津山市育児休業代替任期付職員・臨時事務職員登録試験申込書」と併せて、人事課に提出してください。

郵送で申し込む場合は、切り取り線で切り離し、官製はがきに貼り付けてください。

官製はがきの表面には、送付先の郵便番号・住所・氏名を記入してください。

当日試験会場周辺にて混雑が予想されますので、できる限り自家用車での来場はご遠慮ください。自家用車で来場される場合は時間に余裕をもってお越しください。